

第4章 文化財の保存・活用の目標と方向性及び課題・方針

第1節 目標と方向性

1 目標

本町は筆を基軸にまちづくりを進めてきており、産業、観光・交流、教育・文化、行事・地域活動等、様々な場面で筆文化が継承・活用され、“筆の都”、“筆の生産量・日本一”は住民意識にも根づき、誇りにもなっている。

一方で、本町の少子高齢化は進み、国勢調査でみると平成12年(2000)以降、人口は減少傾向にある。熊野町人口ビジョンでは、今後も人口減少が続き、令和42年(2060)の人口の将来展望は15,036人(令和2年:22,834人)となる。こうした状況の中で、今後は文化財の保存・活用の担い手の減少、文化財の毀損や滅失等が懸念される。

したがって、筆文化の継承・活用の取組を鑑みながら、地域に所在する有形・無形の文化財を、行政や所有者・管理者、保持者だけでなく、住民等の理解と協力のもとに、地域ぐるみで保存・活用することが重要となる。加えて、町内だけでなく、町外の学識経験者や本町の歴史文化に関心のある人々との連携も、一層重要となる。

以上の点や前述の歴史文化の特性を踏まえ、本計画の目標は、町内外の人々が共有し、地域ぐるみで文化財の保存・活用が進んでいくよう、設定する。

このため、歴史文化の特性を包括的に表すフレーズから『筆文化と地域の多様な遺産に出会えるまち』を取り上げ、それを「みんなが知り、守り、生かし、未来に伝える」ことを目標とする。

目標

**『筆文化と地域の多様な遺産に出会えるまち』を
みんなが知り、守り、生かし、未来に伝える**

＜キーワード＞

みんな、知る(調べる)、守る、生かす

(「伝える」は上記のキーワード全体の結果)

2 方向性

目標で示したキーワードをもとに、5つの柱からなる方向性を次のように設定する。
これら方向性のもとに、課題、方針、措置を設定する。

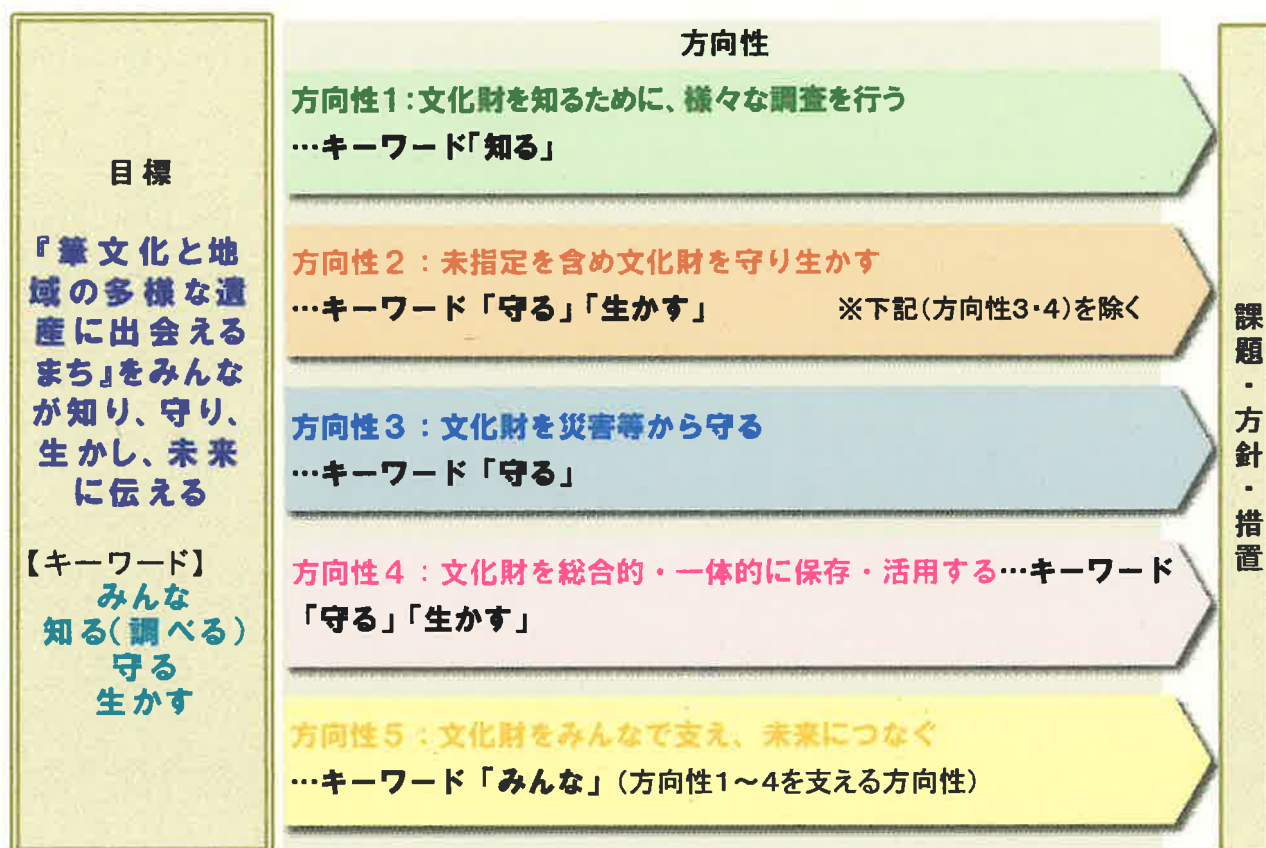


図 4-1 目標と方向性

第2節 文化財の保存・活用に関する課題と方針

本町における文化財の保存・活用に関する課題と方針を、前述の方向性（1～5）ごとに明らかにする。

なお、課題については、現状（これまでの状況）と合わせて把握・整理する。

また、方向性ごとに課題を把握・整理し、方針を定め、措置につなげる。

こうした体系を整理すると、次頁の図のようになる。



図 4-2 目標・方向性と課題・方針の体系

1 「方向性1：文化財を知るために、様々な調査を行う」に関する課題と方針

(1) 「文化財の把握調査」に関する課題と方針

ア「文化財の把握調査」に関する現状・課題

【現状】

本町では、文化財の総合的把握調査は実施していないが、「地域の宝（文化財）・再発見ワークショップ」を令和4年(2022)11月に開催し、参加者の意見から約80件の有形・無形の未指定文化財を把握することができた。

遺跡に関しては、広島県遺跡地図（広島県教育委員会）があり、本町では全体で54件の遺跡（埋蔵文化財）を把握できている。この中にある城跡は、『広島県中世城館遺跡総合調査報告書』の成果が反映されている。

動植物に関しては、くまの自然観察会により調査がなされている。

この他、熊野町郷土史研究会では長期にわたり持続的に本町の歴史や文化財の調査が行われ、その他の団体及び本町、本町教育委員会等でも、文化財を含む出版物を刊行しており、その過程で文化財の把握がなされている。

また、本町に残されている有形文化財、筆に関する歴史や資料、遺跡、昔話、伝承等を、熊野町郷土史研究会では調査し、『ふるさと熊野探訪』として令和2年(2020)8月に刊行している。

【課題】

○未指定文化財のうち、有形文化財（美術工芸品）、民俗文化財、記念物（動物、地質鉱物）等の把握数が少ない、又は把握調査を行っていない。また、『安芸熊野の自然誌』（平成8年3月）の刊行から年月が経過し、掲載している動植物の中には、現在の生息状況等が未確認なものもある。これらの調査については、地域の状況に詳しい住民等の協力が必要となる。

○文化財の発見・毀損・管理状況等に関する住民からの情報や意見が、行政に寄せられるのは限定的である。

イ 方針：住民参加による文化財把握調査の持続的な展開

○住民等の協力・参加を得ながら、有形文化財（美術工芸品）、民俗文化財、記念物（動物、地質鉱物）等の分野の把握調査を進める。

○文化財の発見・毀損・管理状況等に関する情報や意見を、住民等が行政に寄せやすいように、情報受付・相談窓口の充実を図る。

(2) 「文化財の専門的調査」に関する課題と方針

ア「文化財の専門的調査」に関する現状・課題

【現状】

本町における文化財の専門的調査は、熊野筆に関する資料調査を令和3年度(2021)に、遺跡（道上遺跡・柳ノ本遺跡）の試掘調査を平成7年度(1995)に行っている。また、把握調査を兼ねたものであるが、専門家による自然環境調査を行い、『安芸熊野の自然誌』を平成8年(1996)に刊行している。

この他、広島県教育委員会によって中世城館遺跡の総合調査が行われ、『広島県中世城館遺跡総合調査報告書 第2集』にまとめられている。

なお、筆については、筆の里工房の開館（平成6年(1994)9月）に際して、筆の歴史や

製造等の調査、筆や原材料、製造道具等を収集している。また、県の無形の民俗文化財指定に向けた調査を行ってきた。

【課題】

- 古文書等や茅葺き民家は、散逸又は滅失の危険性が高いといえるが、これらの本質的価値や特徴等は把握できていない。
- 未指定文化財の中には、文化財としての指定・登録の可能性があると思定されるものがあるとともに、指定・未指定を問わず、専門的調査が必要と考えられるものが所在する。

イ 方針：専門的な文化財調査の計画的な実施

- 学識経験者等の協力のもとに、古文書等の保管状態や建造物（茅葺き民家等）の毀損・滅失の懸念を考慮し、これらの専門的な調査を計画的に実施し、本質的価値や特徴を明らかにする。
- 古文書等や茅葺き民家以外の文化財についても、指定・未指定を問わず、文化財の類型を考慮しつつ、優先順位を設定して専門的な調査を行うとともに、未指定文化財については、前述の古文書等や茅葺き民家を含め指定・登録を考慮した調査を検討する。

（３）「調査成果の整理・データベース化と情報公開」に関する課題と方針

ア「調査成果の整理・データベース化と情報公開」に関する現状・課題

【現状】

熊野町及び教育委員会では、これまでの調査研究の成果を生かし、『熊野町史』、『安芸熊野の自然誌』、『熊野町文化財のしおり 温故知新』、『熊野町文化誌 郷』、『熊野の筆づくり』等を刊行してきた。

また、図書刊行のほか、それら図書の町図書館での蔵書閲覧、WEB 閲覧を通じた情報の公開を行っている。

一方、個々の刊行物においては未指定文化財も多数含んでいるが、それらの体系的・総合的な整理・データベース化は行っていない。

【課題】

- 未指定文化財の保存・活用又は記録保存、及び指定等文化財の維持管理の基礎的な取組として、文化財の情報の体系的・総合的な整理及びデータベース化が必要となるが、現段階では把握している文化財一覧の整理の段階である。
- 今後の調査を含め文化財に関する情報については、個人情報の保護等に配慮しながら、適切に情報を公開するとともに、調査成果に関する説明会等の実施も必要となる。

イ 方針：調査成果の整理と公開

- 文化財の把握や専門的な調査等を通じて得た成果を分類・整理し、一元的な管理を図るとともに、検索可能な形でデータベース化・地図情報化に努める。
- 個人情報の保護や防犯等に留意して、文化財に関わる情報の公開に努めるとともに、調査成果に関する説明会・見学会及び勉強会等の実施に取り組む。

2 「方向性 2：未指定を含め文化財を守り生かす」に関する課題と方針

※「防災・防犯」及び「総合的・一体的」に関しては、本節「3、4」で整理

(1)「文化財についての啓発や学習・体験機会」に関する課題と方針

ア「文化財についての啓発や学習・体験機会」に関する現状・課題

【現状】

本町では、筆の生産や歴史、文化が身近な存在として地域に息づいており、筆まつりや筆の里工房、公民館等では、それらにふれあう機会を確保してきている。特に筆まつりは、昭和10年(1935)から開催している“筆の都”を象徴する行事であり、それ自体が文化財でもある。

ふるさと教育としては、小学1・2年生で行う「低学年書道科」授業の実施、小学校中学年での筆づくり体験等、地域の特色を生かした学習とともに、地域の歴史文化の継承、農業・ボランティア体験等、本町ならではの魅力の伝播や創意工夫した地域学習を行っている。また、社会科副読本『ふるさと熊野～誇りと愛情～』を作成し、定期的に更新しつつ、活用している。加えて、小中学校においては、社会科学習や熊野町郷土館の見学など、文化財に関する教育・学習も行っている。

これらの他、本町出身の坊田かずま(童謡作曲家)の偉業は記念碑として、貴重な資料は、熊野町民会館、熊野町郷土館、熊野中央ふれあい館で展示している。彼が作曲した『赤い絵日傘』は、正午(12時)に町内放送で流され、地域空間に広がる音楽としても、本町の特色を醸成している。

文化財の探訪に関しては、筆の街散策マップを作成しており、その中では歴史散策コース、筆の街散策コース、まるごと散策コースを設定しているとともに、本町のホームページでは「熊野の自然(熊野町でみられる動植物の紹介)」を掲載している。

散策(ウォーキング)に関しては、健康づくりの面からもコースを設定し、ウォーキングマップやウォーキング手帳の作成、ウォーキングコース図案内表示板の設置を行っている。コース沿いやその近くには、文化財(記念物)も多数存在し、それらを学習・体験する条件を備えている。

加えて、本町では熊野町郷土史研究会、くまの自然観察会をはじめ、住民による歴史や文化に関わる活動、文化財の学習・体験も行われている。

一方、令和2年(2020)からは、新型コロナウイルス感染症の影響で、様々な行事・活動が中止や規模縮小を余儀なくされてきたが、令和4年(2022)の後半からは徐々に活動が回復してきている。

【課題】

- 多様な方法による分かりやすい情報提供、及び文化財保護に関する啓発が必要である。
- 観光等のマップを作成しているが、文化財の記載は一部に限られている。
- これまで取り組んできたふるさと教育、学校給食等を通じた郷土の食文化を学ぶ機会については、今後とも継承していく必要がある。
- 文化財行政は産業観光課が担っているが、歴史文化の学習・体験等の文化財の活用は、教育、まちづくり、健康づくり等、多様な部門に関係することから、関係課等と連携した取組が求められる。

イ 方針：文化財に関する啓発や学習・体験機会の充実

- 広報やホームページ、その他様々な機会を通じ、文化財についての分かりやすい情報提供、及び文化財保護に関する啓発に取り組む。
- 住民や来訪者が文化財について興味を持ち、実際に探訪したくなるマップを作成する。

- 学校教育との連携のもとに、ふるさと教育の充実、学校給食等を通じた郷土の食文化を学ぶ機会の確保・充実に取り組む。
- 文化財を学び・体験する機会に関しては、文化財部門と産業・観光部門（文化財担当：産業観光課）及び教育部門に加え、健康づくり、コミュニティ、地域活性化等の部門が連携し、文化財の活用（歴史や資源を学ぶ講座、文化財めぐり等）を、より一層進める。

（２）「文化財を保存・活用する担い手・団体」に関する課題と方針

ア「文化財を保存・活用する担い手・団体」に関する現状・課題

【現状】

文化財の保存管理の担い手は、基本的には、その所有者・管理者、保持者、及び継承している団体となる。

しかし、個人で所有していた指定文化財（建造物）の保存管理（維持管理）が難しくなった例もあり、とりわけ未指定文化財は、その価値が伝わりにくいこともあり、滅失につながりやすいといえる。

また、民俗芸能等は保持団体等が担うことになり、町指定の無形の民俗文化財である榊山神社神楽踊りは、毎年盆に榊山神社で萩原、城之堀、呉地、中溝、出来庭、初神の６地区が揃い、次々に踊っている。この他にも、新宮では団扇踊り、川角では七社踊り、平谷では呉踊り等がある。

こうした民俗芸能の担い手も、人口減少や少子高齢化等を背景に、継承者や活動の担い手が高齢化し、その確保が難しくなりつつある。

古文書等を含む有形文化財（美術工芸品）や有形の民俗文化財に関しては、価値が認識されず、継承が進まないで失われつつあるものも相当数あると考えられる。

本町の人口減少及び少子高齢化は、さらに進むことが予測されており、文化財の保存管理や継承、及び文化財を保存・継承・活用する担い手の問題が、より深刻化することが懸念される。

【課題】

- 民俗芸能等の団体の多くは、担い手の確保や活動の継承において厳しい状況にあり、活動を休止している団体もある。
- 未指定を含めた有形文化財（美術工芸品）や有形の民俗文化財等について、それらの保存・活用の知識などを有する人材はそれほど多くない。
- 文化財の保存・活用は、所有者等や行政だけで担うことに限界があり、特に文化財やその周辺の清掃美化等や活用には、住民・地域団体等の協力が期待される。

イ 方針：文化財を保存・活用する担い手・団体の確保・育成

- 民俗芸能等を継承する団体の維持・活性化に向け、担い手の確保・育成等の活動の支援に取り組む。
- 文化財の所有者等及び広く住民等を対象に、文化財の保存・活用の知識や技術、意識（意欲）を持った人材の育成に努める。
- 文化財やその周辺の清掃美化、文化財を生かした行事の開催等、住民等が主体となって文化財の保存・活用に取り組む団体の育成・支援に努める。

（３）「文化財の保存に向けた法的措置と保存管理」に関する課題と方針

ア「文化財の保存に向けた法的措置と保存管理」に関する現状・課題

【現状】

本町には、町指定文化財が14件、国登録有形文化財が2件あり、所有者等と連携し、保存管理に取り組むとともに、情報提供を含め活用に努めている。

これらの他にも、未指定文化財である有形文化財（建造物、美術工芸品）、有形・無形の民俗文化財、記念物を、現時点でも相当数把握している。また、伝統的建造物が一定程度、集積している区域（中溝通り）もある。

さらに、未把握のまま、忘れ去られたり、消えつつあったりするものが、多く存在すると考えられる。

【課題】

- 未指定文化財の中には、文化財的な価値が高く、指定・登録に値するものが複数あると推定される。
- 指定を含めた文化財を保存（保存管理）するためには、所有者等による保存管理が基本となるが、所有者等では保存管理が難しくなることも想定される。
- 所有者等で保存管理が難しくなる文化財もあると想定されるが、それらに対応できる収蔵庫や寄託等へ対応する仕組みは整っていない。
- 文化財の収蔵・保管を的確に行うためには、収蔵・保管している文化財の台帳が大切であるが、作成できていない。

イ 方針：文化財の保存に向けた法的措置と保存管理への対応

- 未指定文化財の専門的な調査を進めつつ、価値の高い重要な物件については指定・登録を検討する。
- 文化財の所有者等や地域団体等と連携・情報の共有化を図り、所有者等による文化財の保存管理を基本としつつ、文化財の状況によっては保存管理への地域団体等の協力を促進する。
- 未指定を含めた文化財を適切に保存（保存管理）するため、文化財の収蔵・保管場所の確保と寄託等への対応に取り組む。
- 収蔵・保管している文化財の台帳作成（データベース化）に取り組む。

（４）「文化財の保存・活用のための整備」に関する課題と方針

ア「文化財の保存・活用のための整備」に関する現状・課題

【現状】

個人等の所有・保管が難しい文化財（主として未指定文化財）、又は発掘で出土した遺物については、専用の保管施設はなく、熊野町郷土館等で保管（一部は展示）しているのが現状である。

熊野町郷土館は、本町の歴史や文化の展示・収蔵施設でもあり、大正時代初期の酒造場を譲り受け、改築整備して開館した施設であるが、開館日は土日祝日で、施設の老朽化もみられる。

本町の指定文化財（美術工芸品を除く）及び未指定の遺跡等の一部については、説明板を設置している。ただし、老朽化しているものがあるとともに、形状・デザインは担当する部署（教育委員会、産業観光課等）それぞれで対応している。

また、文化財の活用に資する休憩の場やトイレ、駐車場等の便益施設、及びそれらの情

報の不足が指摘されている。

【課題】

- 熊野町郷土館の改修等を含めた保存・活用について検討する必要がある。
- 災害や老朽化等により、指定等文化財が毀損した場合には、復旧に対応する必要がある。
- 説明板、案内板、誘導標識等の案内表示板については、老朽化しているもの、表示内容が十分でないもの、不足している場所等があり、また、デザインの共通性は確保できていない。
- 文化財めぐり等においては、トイレや休憩の場をはじめとした便益施設等が必要となるが、特に来訪者に対して、それらの位置等の情報提供は十分とはいえない。
- 主に未指定文化財については、所有者等での保存管理が難しいものもあると想定されるが、整備の面からはそれらを保管する場所の確保が課題となる。

イ 方針：文化財の保存・活用のための整備

- 熊野町郷土館については、観光の観点も踏まえた利活用の在り方を検討し、文化財の収蔵・保管機能を含め改修等を進めるとともに、管理体制を充実させ、有効活用に取り組む。
- 指定等文化財が毀損した場合、復旧に的確に対応できるよう、点検や情報収集を含めた体制を確保する。
- 文化財に関わる説明板、案内板、誘導標識等の案内表示板の計画的な整備に取り組む。
- 文化財めぐり等が安心・快適に行われるよう、休憩の場、トイレをはじめとした便益施設等の情報提供や施設・設備の充実について検討する。
- 所有者等での保存管理が難しい文化財の寄託等にも対応できるよう、既存施設の活用を基本に保管場所の確保に取り組む。…本節 2（3）「イ 方針：文化財の保存に向けた法的措置と保存管理への対応」を参照

（５）「文化財の情報発信・ガイダンス機能」に関する課題と方針

ア「文化財の情報発信・ガイダンス機能」に関する現状・課題

【現状】

本町の文化財に関する案内・情報提供については、町のホームページ、観光パンフレット及び広報等を通じて行っている。本町のホームページでは、文化財を含む観光スポット、筆の街散策マップ、熊野の自然、熊野筆等の情報も掲載している。

また、案内・情報提供及びガイダンスを行う施設としては、筆の里工房や熊野町郷土館、熊野町役場、熊野町図書館、及び熊野町観光案内所「筆の駅」等がある。

熊野筆に関しては、熊野筆事業協同組合等のホームページでも、関係する情報を発信している。

なお、本町への外国人観光客数（広島県観光客数の動向）は、新型コロナウイルス感染症の影響が生じるまでは 500 人前後（平成 30 年、令和元年）となっており、情報提供に関する外国語への対応は一部にとどまっている。

【課題】

- 熊野町郷土館の活用は限定的であり、また、多様な文化財をより一層活用するためには、筆の里工房等においてもガイダンス機能の充実が求められる。
- ＩＣＴを含めた多様な媒体・技術の活用、及び外国人観光客の動向を踏まえた情報提

供・発信については十分とはいえない。

- 観光ガイド等に関しては、筆の里工房や熊野町観光案内所「筆の駅」、筆の事業所等において、主として筆に関する案内・説明や情報提供は行っているが、その他の文化財を含めた案内・説明等（ガイド）は対応できていない。

イ 方針：文化財に関する情報発信・ガイダンス機能の充実

- 熊野町郷土館や筆の里工房等において、相互の役割分担やネットワーク化を考慮しつつ、ガイダンス機能の充実を図る。
- ICTや多言語化に対応した説明板やパンフレット・マップ等、及び本町ホームページの充実など、多様な媒体・技術の活用と官民連携を図りつつ、情報提供・発信機能の充実に取り組む。
- 関係団体等と連携し、観光の観点も取り入れつつ、文化財等のガイドを行うことができる人材の養成を検討する。

3 「方向性3：文化財を災害等から守る」に関する課題と方針

(1) 「文化財の防災」に関する課題と方針

ア「文化財の防災」に関する現状・課題

【現状】

本町は、第1章第4節「3 熊野町の災害史」で示しているように、これまで度々、水害・土砂災害の被害を受けてきた。地質（花崗岩の風化）からも土砂災害の危険性が高く、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が市街地やその周辺に多数指定されている。

また、建物等の火災が、毎年、発生している。

こうした中、文化庁においては、総合的な防火対策の検討・実施に資するよう、消防庁、国土交通省と連携のもと、「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」及び「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」（以下「防火対策ガイドライン」という。）が作成されている。加えて、文化財が災害にあわないようにするための減災、被災した文化財をできるだけ迅速に救援するための体制づくりと技術開発、そして災害時の文化財の救援活動に対する支援という3つの使命を持つ「独立行政法人国立文化財機構 文化財防災センター」（以下「文化財防災センター」という。）が設置されている。

広島県教育委員会（文化財課）においては、自然現象や人為的な原因によって人命や社会生活に被害が生じる事態による文化財への被害を防止・軽減するため、また、災害発生時における文化財の保護・救出措置を速やかに行うために、令和4年(2022)3月に「広島県文化財防災マニュアル」が策定されている。

【課題】

- 防火対策ガイドラインや広島県文化財防災マニュアルを踏まえ、洪水や土砂災害、地震、火災等の災害を想定し、文化財を含めた防災対策（情報提供・啓発、訓練、危機管理の仕組み等）を進める必要がある。その際、状況に応じて文化財防災センターの協力を得る。
- 住民等の文化財を含めた防災意識を高め、いざというときに的確に行動できるよう、防災に関する情報の提供や学習・訓練等を行う必要がある。
- 本町は度々、災害に見舞われており、災害の歴史や先人たちが取り組んできた防災への

知恵・足跡等を学ぶことが重要である。

- 文化財の防災（防犯）対策の面を含め、文化財情報のデータベース化を進める必要がある。

イ 方針：文化財の防災対策の強化

- 防火対策ガイドライン及び広島県文化財防災マニュアルを踏まえるとともに、状況に応じて文化財防災センターの協力を得て、文化財の所有者や住民・地域団体等、及び警察や消防等と連携して、文化財を災害から守る危機管理の仕組みの構築に取り組む。
- 住民等の防災知識の向上や意識の啓発に資するよう、文化財の防災等（防犯、虫害等を含む）に関する情報提供・啓発に努める。
- 予防的措置から、いざというときに的確・迅速に行動できる体制まで、文化財を含めた防災に関する情報提供や啓発と併せて、防災訓練の実施を図る。
- 災害の歴史や先人たちの防災への知恵・足跡等を学ぶ機会を確保する。
- 文化財の防災（防犯）の観点も持ちつつ、記録する項目・内容等を検討し、把握調査、専門的調査及び収蔵・保管している文化財のデータベース化を進める。

（２）「文化財の防犯」に関する課題と方針

ア「文化財の防犯」に関する現状・課題

【現状】

本町でも毎年、窃盗等が発生しており、刑法犯総数は近年において概ね 60 件前後で推移している（広島県警察本部データ）。

本町では、少なくとも指定・登録文化財の盗難や損壊は確認されていないが、全国的にみると重要文化財の盗難、文化財の破損、落書き等は数多く発生している。

こうした中、前述の「広島県文化財防災マニュアル」には、防火・防犯対策チェックリスト、防犯設備（防犯カメラ等）の設置等、盗難に係る措置及び県教委と市町の対策も記載されている。

【課題】

- 高齢化等を背景に、文化財を守る体制（個人、コミュニティ）は弱体化しつつあり、対策を検討する必要がある。
- 未指定文化財を含め文化財の置かれている環境は、山中に所在するもの、管理者が不在の場合等、多様であり、それらの状況が確認できていないものが多い。

イ 方針：文化財の防犯対策の強化

- 防火対策ガイドライン及び広島県文化財防災マニュアルを踏まえるとともに、防災対策と連動させながら、文化財の所有者、住民等に対して、文化財の防犯に関する対策等の情報提供（防犯知識の習得）や啓発に取り組む。
- 文化財の防犯対策の事例等に学びつつ、文化財の所有者、住民・地域団体等、及び警察や消防等と連携し、文化財の点検・パトロールの実施に努める。
- 有事には、県を経由して文化財防災センターに要請を行う。

4「方向性 4：文化財を総合的・一体的に保存・活用する」に関する課題と方針

（１）「つながりを持った文化財の保存・活用」に関する課題と方針

ア「つながりを持った文化財の保存・活用」に関する現状・課題

【現状】

本町では、歴史文化の特性から導かれる関連文化財群^{※1}のテーマが複数設定できる。

これらを構成する文化財をみると、単体の文化財そのものにも価値や魅力（個の魅力）があるが、文化財をストーリーのもとにつなぐことにより、相乗効果や新たな魅力（群の魅力）を発揮することが期待できる。

こうした関連文化財群に関しては、本町ではこの計画を通じて取り組む段階にあるが、文化財を含め地域資源をつないで生かす取組は、「筆の街散策マップ」、「筆の街食探マップ」で行っている。特に、「筆の街散策マップ」では、熊野筆の8事業所見学を取り入れている。

また、本町の基幹産業である筆産業の振興とまちづくりとの連携を促進するため、将来都市構造の中で、筆の里工房周辺から町役場周辺に「筆の軸」を配置しており、これは関連文化財群の考え方に通じる。

さらに、文房四宝「筆、墨、硯、紙」の産地（広島県熊野町・三重県鈴鹿市・宮城県石巻市・鳥取県鳥取市）での地域間交流は、町域を超えた「つながりを持った文化財の保存・活用」でもある。

【課題】

○本町の歴史文化の特性や地域資源をつないで生かす取組の経験、「筆の軸」を踏まえつつ、住民・地域団体、関係団体等と連携して、実際にめぐったり、学んだりできるよう、関連文化財群の具体化に取り組むことが求められる。

○関連文化財群を考慮したマップの作成が、文化財の周遊的な利用等には必要となる。

○文房四宝「筆、墨、硯、紙」等を通じた広域的な交流が、今後とも必要である。

イ 方針：ストーリーでつなぐ文化財の保存・活用と魅力づくり

○明確なストーリーのもとに関連する文化財を取り上げ、相互につなぎ、周遊的な活用を促進することで相乗効果を発揮させ、“個”としだけでなく“群”としての存在も加え、文化財の価値や魅力を高める。

○関連文化財群（構成文化財）を周遊的にめぐるため、関連文化財群を考慮した文化財マップの作成に取り組む。

※1 関連文化財群

指定・未指定に関わらず多種多様な有形・無形の文化財を、歴史文化に基づく関連性、テーマ、ストーリーによって一定のまとまりとして捉えたもの。群を構成する複数の文化財を総合的・一体的に保存・活用するための枠組。未指定文化財についても構成要素としての価値付けが可能となり、また、相互に結びついた文化財の多面的な価値・魅力を明らかにすることができる。

○関連文化財群の観点を持ちながら、文房四宝「筆、墨、硯、紙」による広域的な交流を充実させるとともに、文化財を通じた近隣市町等との交流を検討する。

(2)「周辺環境を含めた面的な文化財の保存・活用」に関する課題と方針

ア「周辺環境を含めた面的な文化財の保存・活用」に関する現状・課題

【現状】

本町における民俗芸能や筆まつりに代表される伝統行事等は、神社の氏子、寺院の門徒、実行委員会、保存会、熊野町商工会、熊野筆事業協同組合、商店街等によって支えられている。

また、コミュニティは、大きくは中央地域①（西側：呉地、出来庭、中溝）、中央地域②（東側：萩原、城之堀）、東部地域（初神、新宮）、西部地域（川角、平谷、貴船、石神、神田、柿迫、東山）の4地域の中に14の地区があり、それぞれ自治会が組織されている。これらの地域・地区及び自治会においても、文化財の保存・活用に関わること、さらには歴史文化を生かしたまちづくりに取り組むことが期待される。

本町は条例で「筆の日」（毎年「春分の日」）を定めており、春分の日を含む1週間を筆の日週間として、町・事業者・住民が連携し、筆に関連した様々なイベントの開催等を行っている。こうした取組を通じて、筆の魅力を全国に発信し、筆文化の振興と筆産業の発展に努めており、本町のまちづくりの独自性・特色でもある。

本町では、指定等文化財がそれほど多くなく、未指定文化財の把握は途中段階にあるものの、町域面積がそれほど広くないこともあり、文化財の一定の集積を確認できる地区もある。

【課題】

○地域に所在する様々な文化財、それらを守り生かす方策や事例等の情報提供が十分ではない。また、「筆の日」の情報発信や広く参加を促進することも求められる。

○地域・地区の活性化の観点からも、文化財を生かしたまちづくりが必要である。

イ 方針：文化財の面的な保存・活用とまちづくり

○文化財をまちづくりに生かしている事例や効果等、及び地域に所在する文化財や「筆の日」を、住民等に周知し、実際の取組（活動）の促進につなげる。

○住民・地域団体等と連携しながら、周辺環境を含めて文化財を守り、生かす取組、更には文化の薫り高いまちづくりを促進する。

5「方向性5：文化財をみんなで支え、未来につなぐ」に関する課題と方針

(1)「住民の参加・協働と地域ぐるみ」に関する課題と方針

ア「住民の参加・協働と地域ぐるみ」に関する現状・課題

【現状】

文化財の保存・活用は、文化財の所有者等や行政だけで担うことは不可能であり、住民や地域団体等の理解と協力が重要となる。

これまで本町の指定等文化財の保存・活用は、所有者等が主体となって行ってきた。しかし、今後、人口減少や少子高齢化が進むと予測されている中で、指定等文化財の保存・活用を所有者等だけでは担うことが難しくなる状況も想定される。

一方、未指定文化財については、上記のように所有者はもとより、住民や地域団体等の

理解と協力が不可欠となる。

【課題】

- 方向性1の方針で示している「住民参加による文化財把握調査の持続的な展開」のための仕組み・体制はできていない。
- 文化財の保存・活用を進めて行くための協力・連携は、一部、文化財の所有者、関係団体とで行っているが、地域ぐるみの体制の構築はできていない。

イ 方針：住民の参加・協働と地域ぐるみの体制づくり

- 文化財の把握調査を担う人材を確保・育成する仕組み・体制づくりを図る。
- 行政、文化財の所有者等、関係団体、住民・地域団体、更には町外の支援者を含め、文化財の保存・活用を地域ぐるみで取り組む体制の構築を図る。

(2)「関係機関及び学識経験者等との連携」に関する課題と方針

ア「関係機関及び学識経験者等との連携」に関する現状・課題

【現状】

本町では、これまで町史編纂や文化財の調査等では、学識経験者等の協力を得るとともに、文化財の指定や登録は、国・県の支援のもとに取り組んできた。

ただし、未指定文化財の把握だけでなく、文化財の専門的な調査は限定的であり、未指定文化財の中には埋もれたり、失われたりしつつあるものも、少なからず存在すると推定される。

また、文化財の保存・活用には、先端技術やまちづくり、観光振興等の専門家の協力も重要となっている。

さらに、筆や山城跡など、本町の文化財の中には、近隣市町をはじめ広域的な関係づくりの潜在力を有しているものもある。加えて、本町は古来より書斎において大切にされてきた文房四宝「筆、墨、硯、紙」の産地（広島県熊野町・三重県鈴鹿市・宮城県石巻市・鳥取県鳥取市）での地域間交流を行っており、文化財（伝統的工芸品である筆）を生かした取組でもある。

【課題】

- 文化財の保存・活用を、実効性・専門性を持って進めるため、国・県等関係機関及び大学等研究機関との連携を図る必要がある。
- 文化財の各分野（類型）の学識経験者、及びまちづくりや観光振興、情報発信・DX^{※2}等の専門家の協力・支援を得る必要がある。
- これまで文房四宝に関する広域的な取組を進めてきたが、文化財分野に関する近隣自治体との交流・連携は限定的である。

※2 DX

デジタルトランスフォーメーション (Digital Transformation) の略。
デジタル技術を社会に浸透させ、人々の生活をより良いものへと変革すること。

イ 方針：関係機関・学識経験者等との連携体制の充実

- 国・県等関係機関との連携を図るとともに、文化財の調査や保存・活用策の検討などに関し、専門的な支援が得られるよう大学等研究機関との協力体制の充実・強化に取り組む。
- 文化財を効果的に活用するためには、時代の流れに即応した専門的な知見や手法が求められることから、文化財に加え、情報発信（ICT等）・DXやまちづくり、観光振興等に関わる学識経験者・専門家等の協力・支援の確保、そのためのネットワークづくりに努める。
- 筆（文房四宝）を通じた広域的交流を充実させるとともに、文化財の保存・活用に関して近隣自治体等との交流・連携を図る。

（３）「文化財行政及び庁内連携体制」に関する課題と方針

ア「文化財行政及び庁内連携体制」に関する現状・課題

【現状】

文化財行政は総務部産業観光課が担っているが、担当は限られた人員である。

文化財行政を進めるに際しては、適宜、学校教育・社会教育担当、公民館等と連携している。

これらの他にも、文化財を生かした戦略構築には政策企画担当、地域の魅力づくりと定住促進にはコミュニティ担当（生活環境課）、健康づくりと連携した文化財めぐり・ウォーキング等に関しては健康増進担当、文化財の防災・防犯に関しては防災安全担当等の部署が関係してくる。また、自治体におけるDX推進も重要となっている。

【課題】

- 厳しい財政状況の中で、職員の文化財に関する知識の醸成、専門的な知識・スキルを有する職員の育成に取り組む必要がある。
- 文化財の保存・活用においては、教育委員会を含め庁内の関係部署との連携をより充実させる必要がある。

イ 方針：文化財行政及び庁内連携等の体制の充実

- 文化財担当職員の専門的な知識・スキルの向上など文化財行政の体制の充実とともに、文化財担当以外の職員についても文化財に関する意識・知識の醸成に努める。
 - 関係する庁内部署との連携を強化し、文化財の保存・活用を進める。
- ※第7章「第1節 熊野町の体制」を参照